

志願変更に当たって、入学検定料を改めて納付する必要はない。

[R7]

- (4) 県立高等学校と市立高等学校の間で志願変更する場合については、志願変更希望者は、上記⑤に定める入学検定料を改めて納付する。
- (5) 上記(2)から(4)までを行う日時は、次のとおりとする。

令和7年2月7日（金）9時から15時まで

- (6) 高等学校長が取るべき手続き

志願変更先の高等学校長は、Web出願システムにより、志願変更希望者が登録し、中学校長が承認した「志願変更情報」等の受付を行う。

- (7) 「受検票」の交付

志願変更先の高等学校長による「志願変更情報」等の受付後、Web出願システムにより、志願変更者に「受検票」を新たに交付する。

志願変更者は、新たに交付された「受検票」を印刷し、入学検査の当日に持参する。

なお、志願変更先の高等学校にあっては、志願変更者の受検番号は、既に交付した「受検票」の最後の番号に続けること。

第2 調査書情報

全日制課程と同じとする。（全日制課程 I の第2及びIIの第2参照）

第3 入学検査

1 入学検査の実施

- (1) 入学志願者全員に対し、面接を行う。

ただし、長期欠席者等にかかる選抜方法の適用者に対しては、個人面接を行う。

- (2) 高等学校長は、合否判定のための十分な資料を得るため、愛知県教育委員会に届け出て、作文及び基礎学力検査又はそのいずれかを行うことができる。

- (3) 基礎学力検査は、国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容とする。

- (4) 高等学校・学科ごとの作文、基礎学力検査の実施の有無は、別記10のとおりとする。

2 入学検査の実施期日

令和7年2月13日（木）

3 入学検査場

出願先の高等学校とする。

4 入学検査の実施日程

- (1) 面接のみを行う場合の日程は、高等学校長が定める。

また、高等学校長は、面接の実施日程等について、入学志願者にあらかじめ指示する。